



資料

1 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 本市に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。本計画は、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、労働等、多様な分野にわたる施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくため、和歌山市の関係課をはじめ、関係機関等と連携しながら、計画を推進します。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

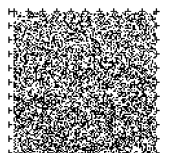
- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の実施状況の監視
- (4) その他障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画の策定又は変更のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者に関する団体が推薦する者
- (2) 障害者福祉及び医療に関する職務に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者福祉に関する学識経験を有する者
- (5) 市民
- (6) その他市長が必要と認める者



(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

(委任)

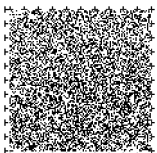
第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

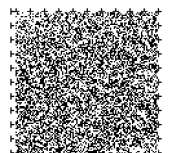
この条例は、平成30年3月2日から施行する。



2 和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

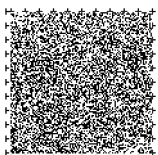
(50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	役職名等
委員	岩橋 正悟	いわはし しょうご	和歌山市障害児者父母の会会長
委員	上野山 勲	うえのやま いさお	和歌山公共職業安定所所長
委員	坂本 智	さかもと さと	和歌山市ボランティア連絡協議会会長
委員	佐谷 美津子	さたに みつこ	和歌山市人権委員会障害者の人権部会長
委員	鈴木 玲	すずき あきら	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長
委員	高倉 理行	たかくら まさゆき	和歌山市民生委員児童委員協議会副会長
委員	土井 邦夫	どい くにお	和歌山市手をつなぐ育成会会長
委員	中江 聡	なかえ さとし	公益社団法人 和歌山県病院協会副会長
委員	野村 康晴	のむら やすはる	一般社団法人 和歌山市医師会会長
委員	畠中 常男	はたけなか つねお	和歌山市身体障害者連盟会長
委員長	古井 克憲	ふるい かつのり	和歌山大学教育学部准教授
副委員長	森田 昌伸	もりた まさのぶ	和歌山市社会福祉協議会会長
委員	山崎 由可里	やまざき ゆかり	和歌山大学教育学部教授
委員	山本 まりこ	やまもと まりこ	市民代表（公募委員）
委員	米田 良博	よねだ よしひろ	和歌山市小学校校長会代表
委員	和田 富子	わだ とみこ	和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」理事
委員	和中 善之	わなか よしゆき	市民代表（公募委員）



3 策定経過

年月日	項目	内容
令和5年 8月8日	令和5年度 第1回 和歌山市障害者計画、 障害福祉計画及び障 害児福祉計画策定委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・第6期和歌山市障害福祉計画及び第2期和歌山市 障害児福祉計画の進捗状況について ・計画策定に向けた今後のスケジュールについて ・事業所アンケートについて
令和5年 8月～9月	和歌山市障害者計画 等策定のためのアン ケート調査の実施	【対象者】 和歌山市内のサービスを提供する一部の事業所 50件
令和5年 10月25日	令和5年度 第2回 和歌山市障害者計画、 障害福祉計画及び障 害児福祉計画策定委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所アンケートの調査結果について ・計画骨子について ・障害福祉サービス等の見込量について
令和5年 11月24日、 28日、29日	和歌山市障害者計画 等策定のための団体 ヒアリングの実施	【対象団体】 障害福祉活動・サービスに関係の深い団体 7団体
令和5年 12月26日	令和5年度 第3回 和歌山市障害者計画、 障害福祉計画及び障 害児福祉計画策定委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について ・用語説明について
令和6年 1月30日～ 2月29日	パブリックコメント の実施	
令和6年 3月15日	令和5年度 第4回 和歌山市障害者計画、 障害福祉計画及び障 害児福祉計画策定委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・最終計画案について



4 用語説明

	あ行	
--	----	--

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童をいう。

	か行	
--	----	--

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いる椅子等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

○ガイドヘルプ

屋外での移動が困難な方に付き添いを行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援すること。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助などを行うことを目的とする施設。

○高次脳機能障害

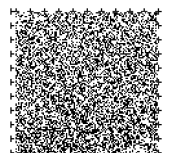
交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。

○合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うこと。

○国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。



○義務教育学校

現行の小・中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す9年制の学校。

○強度行動障害

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

○居宅生活動作補助用具

障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	さ行	
--	----	--

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

○児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練や治療を行うことを目的とする施設。

○社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害支援区分

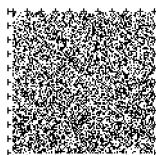
障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分。

○障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として全国に設置されている機関。

○情報アクセシビリティ

障害の有無等にかかわらず誰もがデジタル活用の利便性を享受できること。



○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

○自立支援医療

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるもの。

○自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障害児者の福祉・医療・教育・雇用に関わる関係者が集まり、地域課題や取組などについて協議を行う。

○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

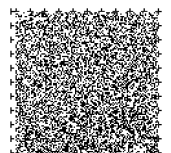
精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。

○成年後見制度

知的障害、精神障害や認知症のために判断能力が不十分な人の人権や財産権、公民権等を保護することを目的として民法で定められている制度。福祉サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を家庭裁判所等により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、代行する。判断能力が十分なうちに後見人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所への申し立てをして後見人を選ぶ「法定後見」がある。

○相談支援事業所

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整などを行う事業所。



	た行	
--	----	--

○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

○地域包括ケアシステム

2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

○中核市

政令指定都市以外で人口20万人以上の要件を満たす規模や能力があり、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるように事務権限が強化された都市。

○特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

	な行	
--	----	--

○難病患者

平成25年度から障害の範囲に含まれるようになった。難病とは（1）原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、（2）経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

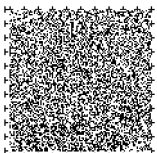
○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

	は行	
--	----	--

○排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。



○ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

○パブリックコメント

本計画におけるパブリックコメントとは市民意見募集のことで、市の基本方針に関する条例、計画等を策定する過程において、当該策定しようとする計画等の案その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見または情報を求め、これらに関して市民等から提出された意見または情報を計画等に反映させる機会を確保するとともに、提出された市民意見に対する市の考え方を公表すること。

○バリアフリー

障害のある人や高齢者等が活動する上で、都市構造や建築物等に存在する障害（バリア）を取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープ等の設置、読みやすい大きな文字や点字での表示等。また、偏見や差別意識の除去という意味で、「心のバリアフリー」という言葉も用いられる。

○ピアサポーター

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行う方。

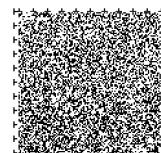
○ホームヘルプ

訪問介護のことで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をすること。

	ま行	
--	----	--

○メンタルヘルスリテラシー

心の健康行動に対する心構えやライフスキル。



○ライフステージ

人の一生において、共通の特色をもった年齢層を人生の階級として区分したもの。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分が一般によく用いられる。また、ライフサイクルといった用語もあるが、こちらは人間の誕生から死に至るまでの一生の過程のことであり、個人ではなく、人間全体の流れに主眼がおかれている。

